

登録日時	2009 1/27 19:16	登録番号	007
チーム名	バラスト水浄化チーム		
行動主体	<p>【政府機関】 国交省・環境省・外務省 (未調整)</p> <p>【外郭団体】 海上技術安全研究所・日本船舶技術研究協会・日本海事協会・日本舶用品検定協会・海洋政策研究財団・日本舶用工業会・日本船主協会・日本海難防止協会・他 (未調整)</p> <p>【大学】 東京大学・東京海洋大学・他 (未調整)</p> <p>【メーカー】 造船メーカー・海運メーカー・装置メーカー (日立プラントテクノロジー 他) (未調整) (連絡先: 日立プラントテクノロジー 環境システム事業本部 技術本部 小林 茂樹 TEL: 047-361-6126、E-mail: shigeki.kobayashi.uf@hitachi-pt.com)</p>		
行動内容	<p>○日本が「海事立国」として発展を継続していくためには、海事産業(海運・造船・港湾・海洋)の育成を重要な国策と位置付け、産官学が一体となって戦略的に活動することが非常に重要である。その中でも、バラスト水浄化技術の開発は、海洋環境保全の見地から特に重要課題であり、先進的に取り組み、情報を発信することで世界をリードしていく必要がある。本チームは、各種認定(薬品・装置)をできるだけ早く取得し、海外メーカーに大きな遅れをとることなく、市場立ち上がり時期に装置を世の中に投入することが重要である。</p>		
課題分析	<p>○国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)は、生態系保護及び病原性微生物拡散防止の観点から「バラスト水管理条約」を制定し、現在、各国ではバラスト水浄化装置の開発競争が行われている。本条約がもたらすバラスト水浄化装置の市場規模は数兆円と言われている。日本の技術が市場を席巻するためには、産官学の連携が必須である。</p> <p>(1) 現在、IMOの海洋環境保護委員会(Marine Environment Protection Committee: MEPC)を中心に、「バラスト水管理条約」に附随するガイドラインの詳細事項について検討されている。ここでは、各国及び企業の利権獲得に向け活発な議論が行われている。日本代表団の皆様には今までと同様、日本の海事関連企業の声を反映させていただくためにご支援をお願いしたい。</p> <p>(2) 日本企業の型式承認取得が近いことから、日本政府は、市場形成のためにも「バラスト水管理条約」への早期批准をお願いしたい。また、関係官庁は条約批准に伴い関連する国内法の制定に向け検討を開始して頂き、必要な法制度化をお願いしたい。</p> <p>(3) 諸外国では、「バラスト水管理条約」で要求されている陸上試験施設の設置および運営を国がバックアップしているが、日本は個々の企業が独自に実施している。本施設設置・運営は、費用の問題だけでなく、立地・施設仕様・試験内容等、本来、国が管理することが望ましい項目が多く含まれており、諸外国に日本の姿勢を示す意味でも国のバックアップをお願いしたい。</p>		
留意事項	<p>○日本では、型式承認を取得するための陸上試験は、個々の企業が独自に実施したが、これで全てが終了するわけではない。今後、日本が「海事立国」「環境大国」として世界をリードしていくためには、産官学が協力して運営する試験研究センターを設立し、「海運(造船)」「海洋生物」「水処理等」の境界領域の研究開発を推進し、バラスト水浄化の技術革新を継続することが重要である</p>		